

令和2年3月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

令和2年3月4日(火)

1. 議案上程(議案第1号から第6号まで及び議案第18号から第29号まで)
補足説明、質疑
-

出席委員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	岩谷一徳
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	柏崎潤一	市民福祉部長	山田政信
観光文化振興部長	藤原誠	産業建設部長	佐藤透
教育次長	目黒雪子	企業局長	八端隆公
企画政策課長	伊藤徹	総務課長	鈴木健
総務課危機管理室長	三浦幸樹	財政課長	佐藤静代

税務課長	菅原 章	税務課債権管理室長	佐藤 淳
福祉課長	小澤田 一志	介護サービス課長	平塚 敦子
生活環境課長	伊藤 文興	健康子育て課長	鎌田 栄
観光課長	三浦 一孝	男鹿まるごと売込課長	湊 智志
文化スポーツ課長	原田 徹	農林水産課長	武田 誠
建設課長	畠山 喜美	病院事務局長	田村 力
会計管理者	菅原 長	学校教育課長	加藤 和彦
監査事務局長	高桑 淳	企業局管理課長	太田 穰
上下水道課長	真壁 孝彦	ガス工務課長	鈴木 博
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前11時11分開会

○委員長（笹川圭光君） これより予算特別委員会を開会いたします。

本日の議事に入ります。

議案第1号から第6号まで及び議案第18号から第29号までを一括して議題といたします。

この際、当局から補正予算について補足説明を求めます。

はじめに、議案第1号及び第29号について説明を求めます。柏崎総務企画部長

○総務企画部長（柏崎潤一君） それでは、私から、議案第1号、それから議案第29号について、ご説明申し上げます。

議案第1号令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の予算書の1ページを、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億9,910万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと7.4パーセントの増となっております。

予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費につきましては第2表で、第3条の債務負担行為の補正につきましては第3表で、第4条の市債の補正につきましては第4表で、それぞれご説明いたします。

恐れ入ります。3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第1号令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第7号)について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第29号であります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,870万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ159億3,780万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと7.7パーセントの増となっております。予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第29号令和元年度男鹿市一般会計補正予算(第7号)の説明を終わらせていただきます。

ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(笹川圭光君) 次に、議案第2号から第5号までについて説明を求めます。

山田市民福祉部長

○市民福祉部長(山田政信君) それでは、私からは、議案第2号から第5号の市民福祉部にかかわる4件の特別会計補正予算について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第2号令和元年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

恐れ入りますが、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図るとともに、前年度繰越金、国県支出金及び国保連の算定誤りに伴う県負担金返還金などを措置したものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,409万

2, 000円を追加し、補正後の予算総額を41億9,152万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと3.0パーセントの増となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第2号令和元年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第3号令和元年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。

恐れ入りますが、診療所特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入において、国民健康保険特別会計繰入金の追加に伴い、一般会計繰入金の調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第3号令和元年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。

次に、議案第4号令和元年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

恐れ入りますが、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,797万1,000円を減額し、補正後の予算総額を50億9,479万4,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、補正後の予算総額を579万4,000円とするものであります。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、議案第4号令和元年度男鹿市介護保険特別会計補正予算について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第5号令和元年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

恐れ入りますが、後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見込みによる調整を図ったものであります。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億6,787万3,000円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと2.2パーセントの増となっております。

2項の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第5号令和元年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を終わらせていただきますが、以上4件の特別会計補正予算につきまして、ご可決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員長(笹川圭光君) 次に、議案第6号について説明を求めます。八端企業局長

○企業局長(八端隆公君) 私からは、企業局にかかわる補正予算の議案第6号令和元年度男鹿市下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、企業債の借り換え等に伴う予算を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収支及び支出で、支出の補正であります。

第1款事業費用で、既決予定額に定時償還日から借り換えまでの利息分1万8,000円を増額し、補正後の予定額を7億8,593万4,000円とするものであります。

この結果、当年度の純利益を8,999万7,000円と見込むものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入であります。第1款資本的収入では、既決予定額に借り換えに伴う企業債6,600万円を増額し、補正後の予定額を6億9,285万4,000円とするものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出では、既決予定額に借り換えに伴う企業債償還分6,600万円を増額し、補正後の予定額を10億8,402万3,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、企業債の補正であります。

起債の限度額であります。補正後の一番下に記載しております借り換えに伴う公債費負担軽減事業債6,600万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

以上で、議案第6号令和元年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） 以上で、補正予算の説明は終了しました。

当初予算の説明及び質疑については、午後から行います。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時01分 再 開

○委員長（笹川圭光君） これより予算特別委員会を再開いたします。

当初予算について補足説明を求めます。

はじめに、議案第18号について説明を求めます。柏崎総務企画部長

○総務企画部長（柏崎潤一君） それでは、議案第18号令和2年度男鹿市一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億1,000万円と定めるものであります。

この予算規模は、令和元年度当初予算に比較して4億1,000万円、2.8パーセントの増であります。

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、予算概況説明書によってご説明いたします。

第2条の債務負担行為の補正につきましては第2表で、第3条の市債は第3表で、それぞれご説明いたします。

第4条の一時借入金は、支払資金に不足が生じた場合、その借入限度額を22億円と定めるものであります。

第5条の歳出予算の流用は、次のページになります。各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について、ご議決をいただきたいという内容であります。

次に、第1表の歳入歳出予算であります。これにつきましては、お手元に配付しております令和2年度男鹿市一般会計歳入歳出予算概況説明書によりましてご説明を申し上げます。

概況説明書の3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第18号令和2年度男鹿市一般会計予算についての説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） 次に、議案第19号から第22号までについて説明を求めます。山田市民福祉部長

○市民福祉部長（山田政信君） それでは、私からは、議案第19号から第22号の市民福祉部にかかわる4件の特別会計当初予算について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第19号令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、国民健康保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、国保財政の健全化を図りながら保険給付と保険事業を推進するための費

用を措置したものでありますが、課税所得が未確定であることから、今後さらに精査の上、例年どおり6月定例会に補正予算を提出することとしております。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,450万4,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと1.4パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものであります。

第3条は、人件費及び保険給付費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第20号令和2年度男鹿市診療所特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、診療所特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、地域医療確保のため、歳入では診療収入等を、歳出では医師の出張診療委託料及び医薬材料費等の費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,199万4,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと4.6パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものであります。

第3条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、診療所特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第21号令和2年度男鹿市介護保険特別会計予算についてであります。

恐れ入りますが、介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、介護保険制度における安定した保険給付と介護予防のための地域支援事業を進めるため、歳入では介護保険料及び国等からの財源負担を、歳出では保険給付、地域支援事業費等を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,948万5,000円と定め、介護サービス事業勘定における予算の総額を歳入歳出それぞれ540万2,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較しますと、保険事業勘定では1.4パーセントの減、介護サービス事業勘定では1.0パーセントの減となっております。

2項の予算の款項の区分及び金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円と定めるものであります。

第3条第1号は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

第2号は、保険給付費の各項の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第22号令和2年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本予算は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料の徴収等の事務を行うための費用を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,190万2,000円と定めるものであります。

この予算規模は、前年度当初予算に比較いたしますと8.9パーセントの増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第2条は、人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用について定めるものであります。

3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

以上4件の特別会計当初予算につきまして、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） 次に、議案第23号について説明を求めます。田村男鹿みなと市民病院事務局長

○病院事務局長（田村力君） 議案第23号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

病院予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、病床数を145床、年間患者数は、入院で令和元年度2号補正予算と比較して150人減の4万3,179人、外来で83人増の7万9,896人を見込むもので、これにより一日平均患者数は、入院で0.1人減の118.3人、病床利用率にしますと81.6パーセント、外来では3.8人減の328.8人を見込むものであります。

主要な建設改良事業費といたしましては、空調設備改修工事で5,500万円、自動火災報知器更新工事で1,540万円、医療機械器具及び備品購入で2,200万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は、26億545万1,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項医業収益は、主に入院及び外来収益で22億7,018万3,

000円、第2項医業外収益は、主に一般会計からの負担金及び補助金で3億2,326万8,000円、第3項特別利益は、病院経営改善支援事業に係る委託料相当分に対する一般会計からの繰入金で1,200万円であります。

次に、支出であります。第1款病院事業費用は、27億642万3,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項医業費用は、給与費、材料費及び経費、減価償却費などで26億4,923万9,000円、第2項医業外費用は、企業債利息などで5,708万4,000円、第3項予備費は10万円を計上するものであります。

以上の結果、当年度予算では1億97万2,000円の純損失が見込まれるほか、9,690万7,000円の資金不足額が発生する見込みであります。

次の2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

まず、収入であります。第1款資本的収入は、3億361万6,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項企業債は、空調設備改修工事、医療機器等の整備などに係る公営企業債で1億1,490万円、第2項他会計負担金は、病院建設に係る企業債の元金償還などに対する一般会計負担金で1億8,734万6,000円、第3項他会計補助金は、医師等修学資金貸付金事業補助として137万円を計上するものであります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、4億1,727万2,000円を見込むものであります。

内訳として、第1項建設改良費は、空調設備改修工事、医療機器等の整備などで1億1,495万円、第2項企業債償還金は、病院建設に係る企業債などの元金償還金で2億9,980万2,000円、第3項医師等修学資金貸付金は、看護師3名、薬剤師1名分を見込み、252万円を措置したものであります。

第5条は、企業債について定めたものであります。

起債の目的及び限度額は、空調設備改修工事で5,500万円、自動火災報知器更新工事で1,540万円、電気設備改修工事で1,430万円、無停電電源装置入れ替え工事で820万円、医療機器器具及び備品購入で2,200万円を予定し、起債

の方法、利率及び償還の方法は、条文記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、当年度の限度額を10億円とするものであります。

次のページを、3ページをお願いいたします。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合で、収益的支出の第1項医業費用と第2項医業外費用の交換の流用について定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたもので、職員給与費15億5,107万6,000円、交際費150万円とするものであります。

第9条は、他会計からの補助金について定めたもので、一般会計から受ける補助金の額を1億4,483万8,000円とするものであります。

第10条は、棚卸資産購入限度額について定めたもので、当年度の限度額を4億円とするものであります。

以上で、議案第23号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計予算の説明を終わらせていただきますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） 次に、議案第24号から第28号までについて説明を求めます。八端企業局長

○企業局長（八端隆公君） それでは、私から、企業局にかかわる議案第24号から第28号までの各事業会計予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第24号令和2年度男鹿市上水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

まず、給水戸数では1万1,829戸、年間総給水量では285万9,772立方メートル、一日平均給水量では7,835立方メートル、主な、主要な建設改良事業として上水道施設増補改良事業1億4,950万円を予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款事業収益は、令和元年度現計予定額対比で0.7パーセント減

の6億2,888万9,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、給水収益を主とする第1項の営業収益で5億6,566万1,000円、第2項営業外収益で、一般会計からの負担金及び長期前受金戻し入れ等で6,322万8,000円であります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和元年度現計予定額対比で1.9パーセント増の6億4,333万6,000円を予定いたしております。

内訳といたしましては、第1項営業費用では、職員10名の職員給与費、浄水費、排水費、減価償却費、資産減耗費など5億7,164万1,000円、第2項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額などで6,164万3,000円、第3項特別損失で、旧野石浄水場処分に伴う固定資産売却損1,005万2,000円を予定いたしております。

この結果、当年度の純損失は3,083万8,000円を見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款資本的収入は、1億3,279万円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項企業債では、上水道老朽管更新事業債7,600万円、第2項補助金で、秋田県生活基盤施設耐震化等補助金3,800万円、第3項負担金で、一般会計からの負担金など1,323万円、第4項固定資産売却代金で、旧野石浄水場売却費556万円であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、4億1,262万1,000円を予定しているものであります。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、老朽管更新事業など2億3,945万円、第2項企業債償還金で、企業債の償還元金で1億6,220万9,000円、第3項国庫補助金返還金で、旧野石浄水場処分に伴う国庫補助金返還金196万2,000円であります。

この結果、資本的収支の不足額は2億7,983万1,000円となりますが、上段記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、企業債について定めるものであります。

起債の目的は上水道老朽管更新事業で、限度額を7,600万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金であります。

限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項経費の金額流用について定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

(1)の職員給与費では、職員12名分の8,854万3,000円、(2)の交際費は13万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第9条は、水道メーター及び工事用材料の棚卸資産の購入限度額を668万6,000円と定めるものであります。

以上で、議案第24号令和2年度男鹿市上水道事業会計予算について、ご説明を終わらせていただきます。

27ページをお願いいたします。

次に、議案第25号令和2年度男鹿市ガス事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

まず、加茂地区と合わせた供給戸数では9,437戸、年間総供給量は251万2,324立方メートル、一日平均供給量では6,883立方メートルであります。主要な建設改良事業としては、ガス経年管取りかえ事業4,100万円を予定するものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款ガス事業収益では、5億4,408万1,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項のガスの製品売上では4億6,568万5,000円、

第2項営業雑益で、ガス装置工事収益、ガス器具販売収益、警報器リース料及び製造業務受託料など5,589万7,000円、第3項営業外収益で、内管及びガス器具修理代、長期前受金戻し入れなど2,249万9,000円であります。

次に、第2款加茂地区ガス事業収益では、278万円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項ガスの売り上げでは159万4,000円、第2項その他収益で、ガス装置工事収益及び警報器リース料26万8,000円、第3項営業外収益で、内管修理など91万8,000円であります。

収入の合計では、5億4,686万1,000万円を予定しており、令和元年度現計予定額対比では3.4パーセントの減となっております。

次に、支出であります。

第1款ガス事業費用では、5億6,629万5,000円を予定しているものであります。

内訳といたしまして、第1項営業費用では、ガスの原料費、職員10名分の職員給与費のほか、減価償却費、修繕費など5億2,546万9,000円、第2項その他営業費用で、受注工事原価、ガス器具販売原価、警報器原価など3,518万9,000円、第3項営業外費用では、企業債利息、消費税の納付額など563万7,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業費用では、200万9,000円を予定いたしているものであります。

内訳といたしまして、第1項営業費用では、ガスの原料費、減価償却費など186万5,000円、第2項その他営業費用で受注工事原価14万3,000円、第3項営業外費用で過年度還付金1,000円であります。

支出の合計では、5億6,830万4,000円を予定しており、令和元年度現計予定額対比では2.1パーセントの減となっております。

この結果、当年度の純損失は5,195万6,000円と見込んでいるものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款ガス事業資本的収入は、4,950万円を予定しているもので

あります。

内訳といたしまして、第1項企業債では、ガス経年管取りかえ事業債4,000万円、第2項負担金で、他工事関連事業に伴うガス管敷設がえ工事の負担金950万円であります。

次に、支出であります。

第1款ガス事業資本的支出は、1億3,333万5,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、ガス経年管取りかえ事業など1億1,217万7,000円、第2項企業債償還金で、企業債の償還元金で1,215万8,000円であります。

第2款加茂地区ガス事業資本的支出の第1項建設改良費では、ガス管敷設がえ工事で1,000万円を予定しております。

支出の合計では、1億4,333万5,000円を予定いたしているものであります。

この結果、資本的収支の不足額は9,383万5,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、企業債について定めるものであります。

企業債の目的はガス経年管取りかえ事業で、限度額を4,000万円、起債の方法は証書借入とし、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金であります。

限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項経費の金額流用について定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

(1)の職員給与費では、職員12名分9,868万2,000円、(2)の交際費は5万円とするものであります。

第9条は、原料ガスやガスメーターなどの棚卸資産の購入限度額を2億3,949万2,000円と定めるものであります。

以上で、議案第25号令和2年度男鹿市ガス事業会計予算について、ご説明を終わらせていただきます。

55ページをお願いいたします。

次に、議案第26号令和2年度男鹿市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

まず、配水戸数では5,904戸、年間総処理水量では138万1,159立方メートル、一日平均処理水量では3,784立方メートルを予定いたすものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

条文のなお書きは、支払利息の財源に充てるため、企業債2,390万円を借り入れするものであります。

まず、収入の第1款事業収益は、令和元年度現計予定額対比で0.7パーセント減の8億7,419万8,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項の営業収益では、水道使用料、一般会計からの雨水処理負担金など3億2,865万3,000円、第2項営業外収益で、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなどで5億4,554万5,000円であります。

次に、支出であります。

まず、第1款事業費用では、令和元年度現計予定額対比で3.4パーセント増の8億1,247万5,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項営業費用では、職員4名分の職員給与費、管渠費、ポンプ場費、減価償却費など6億5,498万4,000円、第2項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額などで1億5,749万1,000円あります。

この結果、当年度の純利益は6,458万5,000円と見込んだものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款資本的収入は、3億9,229万8,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項企業債では、資本費平準化債など2億6,620万円、第2項補助金で、一般会計からの補助金1億1,749万4,000円、第2項負担金等で、受益者負担金及び分担金680万4,000円であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、7億6,910万7,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、流域下水道事業費など2,518万円、第2項企業債償還金で、企業債償還元金で7億4,392万7,000円であります。

この結果、資本的収支の不足額は3億7,680万9,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするほか、一時借入金3,400万円を措置するものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為について定めるものであります。

債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、記載のとおりであります。

第6条は、企業債について定めるものであります。

起債の目的及び限度額であります。流域下水道事業で2,210万円、資本費平準化債元金分で2億3,000万円、資本費平準化債利息分で2,100万円、特別措置分で1,700万円とするもので、起債の方法は証書借入、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次のページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金であります。

限度額を4億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項経費の金額流用について定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

(1) 職員給与費で、職員4名分3,181万4,000円とするものであります。

第10条は、他会計からの補助金であります。

一般会計から下水道事業会計、営業補助及び企業債元金償還のため補助を受ける金額を定めるもので、その額を4億4,279万3,000円とするものであります。

第11条は、利益剰余金の処分であります。

資本的収支で不足する額の補てん財源として処分する利益剰余金の金額を定めるもので、その額を6,414万9,000円と定めるものであります。

以上で、議案第26号令和2年度男鹿市下水道事業会計予算について、ご説明を終わらせていただきます。

83ページをお願いいたします。

次に、議案第27号令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

まず、排水戸数では392戸、年間総処理水量では8万1,902立方メートル、一日平均処理水量では224立方メートルを予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款事業収益は、令和元年度現計予定額対比で6.3パーセント増の1億800万円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項の営業収益では、使用料など1,512万9,000円、第2項営業外収益で、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなど9,287万1,000円であります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和元年度現計予定額対比で4.9パーセント増の8,179万4,000円を予定しております。

内訳といたしまして、第1項営業費用では、職員1名分の職員給与費、管渠費、処理場費、減価償却費など7,468万8,000円、第2項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額など710万6,000円あります。

この結果、当年度の純利益は2,578万8,000円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の第1款資本的収入第1項補助金は、国庫補助金、農山漁村地域整備交付金300万円あります。

次に、支出についてであります。

第1款資本的支出は、4,650万1,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、農業集落排水施設建設費460万3,000円、第2項企業債償還金で、企業債の償還元金で4,189万8,000円であります。

この結果、資本的収支の不足額は4,350万1,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、一時借入金であります。

限度額を5,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項経費の金額流用について定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

(1) 職員給与費で、職員1名分645万5,000円とするものであります。

第8条は、他会計からの補助金であります。

一般会計から農業集落排水事業会計へ営業補助及び企業債元金償還のため補助を受ける金額を定めるもので、その額を6,513万1,000円とするものであります。

第9条は、利益剰余金の処分であります。

資本的収支で不足する額の補てん財源として処分する利益剰余金の金額を、2,729万6,000円と定めるものであります。

以上で、議案第27号令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。

107ページをお願いいたします。

次に、議案第28号令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について、ご説明いたします。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

まず、排水戸数では292戸、年間総処理水量では6万2,254立方メートル、一日平均処理水量では171立方メートルを予定するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款事業収益は、令和元年度現計予定額対比で12.7パーセント増の1億48万5,000円を予定しております。

内訳といたしまして、第1項の営業収益では、使用料など1,237万3,000円、第2項営業外収益で、一般会計からの補助金、長期前受金戻し入れなど8,811万2,000円であります。

次に、支出であります。

第1款事業費用は、令和元年度現計予定額対比で2.2パーセント増の9,048万9,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項営業費用では、職員1名分の職員給与費、管渠費、処理場費、減価償却費など8,087万円、第2項営業外費用で、企業債利息、消費税の納付額など961万9,000円であります。

この結果、当年度の純利益は886万円と見込むものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入の第1款資本的収入は、第1項補助金は、国庫補助金、農山漁村地域整備交付金550万円であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出は、4,059万2,000円を予定いたしております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、漁業集落排水施設建設費1,250万円、第2項企業債償還金で、企業債の償還元金で2,809万2,000円あります。

この結果、資本的収支の不足額は3,509万2,000円となりますが、上段に記載の条文のとおり、当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

第5条は、一時借入金であります。

限度額を5,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項経費の金額流用について定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

(1) 職員給与費で、職員1名分502万4,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

第8条は、他会計からの補助金であります。

一般会計から漁業集落排水事業会計へ営業補助及び企業債元金償還のため補助を受ける金額を定めるもので、その額を5,553万1,000円とするものであります。

以上で、議案第28号令和2年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について、ご説明を終わらせていただきます。

ただいま5事業会計予算についてご説明いたしました、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 以上で、補正予算及び当初予算の補足説明を終了いたしました。

この後の質疑については、はじめに補正予算について質疑を行い、補正予算の質疑が終了した後、当初予算の質疑を行います。

これより補正予算についての質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

18番吉田清孝君の発言を許します。18番

○18番（吉田清孝君） 議案第2号、国保特別会計補正予算についてお尋ねいたします。

このたび本会議でも質疑ありましたけれども、この補正予算で、いわゆるまあ財政調整基金積立金が7,266万4,000円ということであります。国保連合会云々の償還金、これ新聞紙上でありましたけれども、約4,000万円以上ということも含めての中で、まあ積立金がこういう形。まあこれが今までの考え方で、これがないと約1億円以上ということの積み立て、財政調整基金の中で、本会議の中で確か数字、財政調整基金の残高が4億2,000万円という話でありました。そうしますと、市から県にこう事務が移行して、確か平成30年ですか、税率改正を行った中で、どういふその見通しといたしますか、その時点で、確か国保税を引き下げたと。まあ引き下げた中身もちよっとね、お聞かせ願えればと。そういう中で、この、まあ今、私、30、31、まあその4億2,000万円のね財政調整基金残高ってというのが、そう

いう見通しをもって国保財政を考えていたのか。逆に言いますとね、その国保財政のその保険者だとか、いわゆるその市民の立場から言うと、もうちょっと安くすべきでなかったのかなという、見通しを考えればですよ。これでいくと、毎年1億円以上、もしかすると1億5,000万円も余るようなね、そのあたり、まあ具体的に数字をね示していただきたいんですよ。

そしてね、答弁を聞きながらこうちょっと感じたことが、これから2年、3年、例えば30年に税率改正したときに、5年なら5年の長期計画の中であなた方は国保税を徴収しているのかね。その考え方をね、ここではっきり示していただきたいなど。例えばね介護保険でも、3年に1回見直しすると。そういう中でやってるわけです。国保会計、目的税として、その保険世帯の方々に、毎年毎年1億円以上を多く求めるということは、結果的に異常ではないのかなと。何というかね、あの説明を聞くと、あなた方、ちょっと言い方悪いですけど、慎重にしたいんですけども、そちらの都合で国保税を集めてるように聞こえるんですよ。市民のこちらのね1円、非常に負担をね1円でも安くしていただきたいという切実な、やっぱり税金というのはね、納税義務の中でこうつったときに、そういう気持ちがないのではないかなというふうな感じをね、結果ですよ、結果のこの4億何ぼも貯金してるっていうことは。私はね、県に移行することによって、広域でやると男鹿市は安くなりますと、国保税は。現に確か安くなったし、平準化、まあ平準化という言葉あれですけども、秋田県全体でこうだつったときになった。まあけども今言ったような事実にくと、割り切れないっていうかね、そのあたりをまずあれだ、数字的に、この4億2,000万円が何年何ぼで何年何ぼで、そのトータルで幾ら、幾らこの4億2,000万円になったのか。今回の7,200万円っていうのはわかります。それだって、さっき言ったように償還金も含めた中で出たわけですよ。それを、その数字を示していただきたい。

それから、私は、税率改正をして、適正な財政調整基金の額というものを、適正っていうかね、どの程度見込んでやった方がいいのかなと、財政運営上、あなた方の運営上。その数字がね、4億が普通なんですか。この全体の今、約40億円ぐらいの中でのこの財政規模を考えたときの財政調整基金、一般会計でなくても普通会計の約あの、1割相当で財政調整基金も目標としてとかってあるけども、そういう部分の考え方で財政調整基金というのは、まあ国保の場合は極端に言えば3億なければとても

やっぴがれない、不安で大変だと。私はね、今こう非常に人口こう、今回のいろんな補正予算、人口減少だとかそういう部分がね、ひしひしとこういう会計にも出てきてると思いますよ。大体500人ぐらい亡くなって、亡くなると、自然減でね。国保だって加入者減ってきてますよ。いろんな見通しを立ててやってるのかな。いろんな中でね、余りにも違い過ぎてるのではないかなというふうに思っ、まあ今回、ここでね、まあその数字をどういふ分析してどうなのかなっていった部分をお答え願いたいなど。まあこういう見通しは当初から自分方の見通しのとおりであったのか。私方さはそういうふうにな、あの税率改正のときでも、もう示しておらなかったと思いますよ。今あれから3年目になる中で、あなた方の見通しのとおりであったのかね。そのあたりも含めて、過去何年間を分析した結果ですよ、これから、これから先ね、こういう考え方でいきますということをご答弁を願いたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） お答えいたします。

まず、基金残高の推移につきましてですけれども、平成28年度末現在高が1万2,123円でした。で、平成28、29年度におきまして、決算で剰余金等ございましたので、決算残高が1億2,100万円ほど。平成30年度末の残高が2億3,700万円で、令和元年度末で3億5,400万円ほどということで、その後ですね、今般予算積み立てを行いまして、7,000万円ほど積み立てて、現在の残高、3月末の残高見込みとして4億2,600万円ほどを見込んでいますところでございます。

それですね、この平成30年度に税率改正をしておりますが、その際にはですね、平成30年度の保険税の税収見込みを試算して、現行税率ではその年度の必要額を上回る見込みとなったことから、今後の財政需要として国庫負担金等の返還金等、数年間、この後の数年間で約6,000万円等見込まれる中、必要額が上回ることから税率引き下げの税率改正をしたものでございますが、その際、引き続き安定的な財政運営、5年間、税率改正しなくてもいいような率で税率を改正したものでございます。

その安定的に財政運営ができるような試算につきましてですが、平成30年度に広域化が実施されております。その際の変動的な要因といたしまして、歳出面では、県に納付します国保事業、事業費納付金、これが一番大きい要素でございますけれども、

歳出面で大きい面が、平成30年度の納付金が約8億5,000万円、それが令和元年度には8億7,000万円、失礼しました、そうですね、8億3,000万円が8億7,000万円、約4,000万円増加しております。令和2年度の当初予算では、県から示された額が9億6,000万円ということで、1年間で9,000万円ほど増加している状況でございます。

また、国保会計の財政運営上必要なのが、必要経費を算出して歳入を見込み、その差額について税に求めるというような中で、国保税の必要額、これらの歳出を見込んだ上での税の必要額につきまして、令和元年度では必要税額が約5億5,000万円、それが令和2年度におきましては6億3,500万円ということで、大幅に必要税額が上がっております。この数字の推移を合わせて考えますと、令和2年度には、国民健康保険税の税収見込み額より必要税額が約8,000万円ほど不足すると、財源が不足すると見込まれております。ただ、まだ所得等が確定しておりませんので、これにつきましては、今年度、先ほど部長も予算の説明の際に説明しておりますが、暫定的に必要税額をそのまま計上しているというところがございますので、所得等の確定により税収の見込み額が明らかになった時点で、財源が不足する場合は基金等で補てんする必要があるものでございます。

また、特殊な要因といたしまして、今回補正予算で計上しておりますが、国保連合会への償還金約4,000万円、来年度も約4,000万円ということが必要になっておりますので、8,000万円ほど見込みのない額が生じております。平成30年度の税率改正の際は、約3億5,000万円の基金が見込まれておりましたが、その基金を活用して財源として補てんしていても、令和4年度には基金が枯渇するほかに、資金不足が生じるというような現在見込みを立てておりましたが、今現在、税収の不足、あるいは事業費納付金の伸び等を加味していきますと、令和3年度で既に基金が枯渇し、令和4年度には税率改正をしないと国保財政がもたないというような状況になっております。4億2,000万円ほどの基金がございますけれども、予想以上に事業費納付金、医療費の伸び等が影響しているかと思えます。あとは、高齢化による、高齢化と被保険者の減少により、国民健康保険税の減収も思いのほか進んでおり、歳入の減、歳出の増という要因が大きくなっておりまして、現行の税率を維持していく期間が、当初、令和4年度までは大丈夫だとは考えておりましたが、1年程度

ちょっとこう早まったというような感覚もございますので、その私どもが当初予定しておりました安定的な財政運営には、ちょっとこうなかなか難しいところが出てきたというところがございます。

5年程度の長期計画を立てて、いろいろこう税率に関することも考えておりましたが、ちょっとこういろいろ変動要素も大きくて現在の状況になっているということでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑。18番

○18番（吉田清孝君） 今の説明聞くとね、29年度から30、元年、着実に一億二、三千万円を積み立てしてきてると。そうすると、それから来年度については、まあ8、000万円ぐらいあれだろうと。来年度末の、来年度末の基金残高は、もしかしたら4億2、000万円から8、000万円引くと3億4、000万円なのかなと。今の説明の中でですよ。それから、平成4年、あ、平成3年度には、その3億2、000万円がなくなるという説明ですよ。

（「令和」と言う者あり）

○18番（吉田清孝君） あ、令和ね、令和3年度にはなくなるからね、ていう説明として私は受けました。それだけ激変するんですか。あなた方のね、29年、私聞いたのは、そうすると30年、29年、30年の1億2、000万円は予定どおりでね、そして着実に4年後、5年後をもっていわゆる積み立てしてあったと。私はね、ひとつあれなのは、5年計画と言うけども、こんな激変したら、3年なら3年でひとつね、そんなにね5年先のことまでね、いわゆるその加入世帯の人方、ひとつの例として介護保険のことも言いましたよ。そういう中で対応していくべきでないのかな。5年先。そして結果的にこのね、1億2、000万円以上ずつ多く徴収したという事実がね、加入世帯からすると納得いかないすよ。あなた方の都合でっていうかね、そういう、まあ都合っていうかちょっとあれだけれども、我々もここでね5年、5年を意識して国保会計財政をよ、こうだという、そんな悠長なことね、こういう激変、いろんな中でよ、そして今の説明の中で、果たして令和3年、2年、2年これだ、3年には8、000万円、4年にはよ3億2、000万円が赤になって、それがゼロになるからこうだと、税率改正。なれば、税率改正をするべきですよ、それはね。だから、じゃあ今の答弁を聞くと、財政調整基金っていうのは絶えず3億円なら3億円ね必要なんだ

というものの考え方はどうですかという、ひとつ伺った点ありますよ。このぐらいないと、単年度主義で1年でこうだと。いや、相対的に3年なら3年の計画を立てて、大体1年で1億5,000万円なら1億5,000万円のね財政調整基金はないと、非常にこうあれだ、不安だというかね、こうだという考え方がよ。貯金してね、ふやしてきてっていうね。ここまで4億何ぼもふやしてきて、そしてそれがもう2年で枯渇するからそういう方向で今やってきたが正しいということには、私はならないですよ。国保会計のね考え方をね、やっぱりこうきちっとしてもらわないと、さっき言ったように加入してる人方は、例えば社会保険にだとか流動的です。就職決まってこうだとか、まずね、いろんな部分での。だからひとつの例として、介護保険は3年なら3年でのこうこうだ、税率っていうものを計画的に示すべきでないかというふうに思いますけども、何たもんだすかね。まあまあ今のあれです、答弁、間違いなく令和4年度には3億2,000万円もゼロになるとね。来年度へね、平成3年度で8,000万円、ああ、令和3年度、申しわけない。令和3年度でね8,000万円あれだと。そしてこうだという見通しは、間違い、いいあんだすな。

それからもう一つ、こういうふうに過去の3年間は、やっぱり見通しのとおりであったと。これも確認しておきます。自分方のやっぱり分析してあったとおりに見て、今4億2,000万円になってると。そしてね、令和3年、4年でねぐなるということとは間違いはないですか。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） 大変流動的な要素が大変多いので、間違いがないかと言われますと、はっきり間違いがないという自信はございませんが、過去の数字の推移につきましては、私どもが推計した以上の割合で国保事業費納付金については増加しておりますし、税の収入額についても予想以上に減少しているということでございますので、結果的に申しますと、私どもの見通しが甘かったという答弁になろうかと存じます。

このような中でも、令和元年度、2年度の見通しについては、私どもの見込みは甘かったということなんですけれども、平成28年度に税率改正をして値上げをしております。で、順調に推移して、平成30年度に広域化をにらみまして軽減を図ったということで、この図った際の見通しにつきましては、先ほども申しましたとおり、5

年間程度、税率を維持できるような水準での引き下げということで、ぎりぎりまでやらなかったというのはその当時説明させていただいているところだと思います。私どもの財政運営の考え方といたしましては、頻繁に税を上げたり下げたりすると、こう負担感が増すということもございますので、できるだけ安定的に税をこう運営していきたいということで、まあ5年間程度は同じ税率で維持できるような財政水準を目指すということで、当然、事業費が上がっていくとか必要額が上がっていくということのをにらみながら、一たんちょっとこう、必要額より、税の必要額より多くなるような見込みを立てて、で、まあ結果的に基金に積み立てていくことになっていきますけれども、それが年度を経るごとに財源が不足していくという見通しを立てておりましたので、それをまあ充当していくことで安定的に税率を維持できると、そういうもろみで考えていたところがございますが、今般、返還金の状況、あるいは事業費納付金の伸び率の、ちょっとびっくりするだけの伸び率でございました。平成30年度から令和元年度までが約4,000万円の伸びでしたので、同じ程度の伸びということで考えておりましたが、実際には9,000万円ほど伸びております。こういう不確定な要素がございますので、今後、自信をもってこうなりますという話はなかなか難しいんですけども、この上昇率がこのまま続くという過程のもとでの答弁になってしまいますけれども、その上昇率が続くとすれば、もう令和元年度には約2億円の財源不足ですので、基金の残高が1億円ちょっとで、令和4年度には予算を組めなくなると。当初予算では税率改正を抜きにして予算を組めなくなるといような、そういうような見込みで現在いるところがございますので、その辺のところ、また、所得の状況だとか、来年度の事業費納付金の伸びだとか、そういう不確定な要素が明らかになれば、またもうちょっと情勢は変わってくるかと思いますが、私の、私どもでは今現在、そういう見込みを立てているところがございますので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） さらに。18番

○18番（吉田清孝君） 非常にその今、人口減少という中で、さっき申し上げましたように、1年に700人、自然減500人はまあ突破すると、まあその中で国保の加入者がどの程度なのか。どういうことで、それはまあ高度医療だとかいろんな部分でね、どういうふうに分析して伸びる伸びる伸びるって言うてるのか、ちょっとわから

ないすけども、私はこのね、あなた方の過去、過去のね3年、3年の一億二、三千万円をふやしてきたね、このことが、そして5年というスパンがどうなのかっていった部分でね、そして答弁を聞いても、切実なその国保の負担の大きさ、市民の立場から言うと、非常に国保が高くて容易でないという中で、こういうふうに4億何ぼも財政調整基金に積み立てしているという部分でね、非常にこう納得がいけないというかね、その中での答弁がまあ5年先、5年まで見越したやり方っていうことが、私は非常にね納得いけない。いわゆる介護保険の例のとおりでも、3年なら3年の中で、そして一億二、三千万円なのか知らないけども、財政調整基金の額をその中で、こう言っちゃけども、やっぱりその財政運営というものをよ考えて、そして不測の事態が起きればまた考えなければいけないと思います。そういう中で、もしあなた、上げたり下げたりすれば市民云々って言うけどもね、3年なら3年の中でよ、余ったらって言葉あれけども、できるだけそういう方向で運営していく。下げる。もしそういうふうにやって上げる状態ができれば、それは4年後によ、4年かかって上げると。とてもよ5年先までね考える、その基本的な考えはね、私は少し検討していただきたいということを申し述べて終わります。

委員長、終わり。

○委員長（笹川圭光君） いいすか。

○18番（吉田清孝君） はい。

○委員長（笹川圭光君） 18番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

次に、16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番（安田健次郎君） はじめに、補正予算の中にあります畜産に関する経費2億円ほど、トンネルだと思うんだけどね、まあこの中身について、おおよそ旧若美の北部の方へ来る、うわさされてるポークの関連の会社だろうという憶測はしてるんだけど、中身について詳しくわからないけど、まあ来年度の予算の繰り越しになっていくわけだけれども、そこら辺の事情とかね、要は聞きたいのは、このぐらいのまあでっかいというか、久々に大きな事業が来るっていう感じがしますので、中身について少し詳しく説明を求めたいなと思うんです。で、どういう会社なのか、いつころなのかね。今の現状では市としてはどうなってるのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

もう一つはね、関連で聞きたいんだけどね、この間一般質問でも産業振興停滞気味だなんていう話したんだけど、先ほど議案提出の際にも、男鹿市でつくった、平成6年度につくったっていうかね、男鹿市の中山間地ふるさと水と土保全、これが基金、まあ1,000万円の基金らしいんですけども、これまあ廃止になるわけだけどもね、まあこの間、担当の方へ聞いたらね、まあ一理も二理もあることはあるんです、実情に合わないところも。ただね、この最後の土っていう問題で私ちょっと興味あって聞いたんだけどね、今非常に耕地が荒廃してたり荒れてるってことがあるんだけどね、そういうことに対するメスを入れるために、ある程度男鹿市でこういう条例つくったんじゃないかなと思うんだけどね、今のこのポークの問題だけじゃなくてね、いろんな部分で今、中山間地のことで、草刈りなり排水路なり一生懸命やってるんだけど、その予算で、その予算を今度この基金を繰り入れるっていう、いるんだけど、これはこれでまた私、ちょっと筋違いな面もあるんじゃないかなと思うんです。ていうのは、単純に今やってる、中山間地の直接支払いでやってる1億幾らの全市にわたって取り組んでる環境整備のね、このお金にそこのお金を費やすっていうのは、これはやっぱり独自に本当はね別な方向で、そこで届かない分野の仕事をやるべきであれば、残しておく、残しておけばよかったんじゃないかなちゅう感じしたんでね、問い合わせしたんだけど、要は質問は、その絡みでね、議会の立場からするとね、この条例を廃止するっていう意味合いと、今後の廃止した後のことをきちっとやっぱり議事録に定めておかないと、議会としてのね立場っていうか、私個人的にもね、やっぱりそういう議論を、まああったんだと、そういう上で廃止せざるを得なかったんだっていうことを明らかにしていきたいっていうことで、この点について見解を求めたいと思います。

まあとりあえず2つです。

○委員長（笹川圭光君） 武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） 第6号補正予算書の、すいません、32ページですね、畜産業費にあります大規模肉用牛団地整備事業費補助金、まあ2億1,912万円。これにつきましては、県道払戸箱井線沿いにあります角間崎十文字、既存の大進農場がありますけども、その隣接地に大進農場が大規模化を図るために牛舎等設置整備するものであります。で、まああの補助金額が非常に大きくて、繰り越しになるこの夕

イミングでありますけども、先般、国の補正予算で確保されたもので、県でも現在開会中の議会に補正予算が諮られていると伺っております。で、それに合わせて、国・県から市を経由する補助金額を予算措置お願いするものであります。で、当然、年度末でありますので、議会で可決いただいた後に、3月中には各種事務手続を進めて、まあ補助金の交付決定というところまでの手続を進める予定であります。で、4月に入りましてから、農地転用等の絡みもありますので、造成、それから各種建物の設置というふうに進んでいくこととなります。

委員ご承知のとおり、大進農場ですので、肥育牛というふうになります。以前お話あった養豚場等々とは全く違うものであります。

それから、議案でまあ基金条例の廃止を出してありますけども、これにつきましては、まあ合併前、旧男鹿市で設置した分が合併後も継続されて基金として積まれていたものでありますけども、平成5年度に、多分、全国5年度中にということで、全国一斉に基金を創設するよという国の考えで進められたものだと思います。ただ、1,000万円という金額で、この額を事業費に充て、取り崩して事業費に充てるのではなく、基金を積んで、その運用益で何か事業をなささいということに進んだようであります。まあそういったことから、今、手元に準備できるその実績といいますか、活動実績のあるものは、平成9年度、10年度、11年度に、まあ場所までちょっとはつきり特定できないわけですけども、休耕田の有効利用ということ、道路沿いの休耕田に景観形成作物、まあコスモス、なたね、レンゲなどだと思われまはすけども、こういったものを作付して景観形成を図りながら、農地の荒廃化の防止を図ったと。その実績が手元にあるだけで、その後、当然1,000万円から多くの運用益が生じるわけではありませので、本格的な事業は実施されずに経過してきました。そういったところ、ご承知のとおり中山間地域等直接支払交付金事業、あるいはその後、多面的機能支払交付金事業、2つをくくって、まあもう一つ環境保全もありますけども、まあこういった3つをくくって国では日本型直接支払交付金事業、こういったものを強力に進めているところであります。先ほど、まあ「土」という言葉がついていることから、目的が違うんではないかという話ありましたけども、活動内容は、やはり農地を守るために共同活動、地域の活動をするようなそういう目的で措置され、設置されたものだと考えております。そういったことから、現在行われている多面的中

山間地域、こういった交付金にこの1,000万円を充当することで、その目的を、所期を目的を達成したものと判断し、元年度の予算に充当して、基金残高がない状況になったことから条例を廃止すると、こういう手続でありますので、よろしくお願ひします。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑。16番

○16番（安田健次郎君） よくわかりました。前段のこの畜産の関係のやつは、まあ最初予測したね、私方若美の北部かなってな想定で聞いたんだけど、まあそれよりも中身はちゃんと明らかにしておかないとね、どういう中身かなっていうことであるわかりましたんだけど、で、わかればあといひ質問なんだけど、土の問題からいくとね、例えば過去に養豚の経営者がね、最初に予定されていたポークのうわさではね公害が結構出てね、相当五里合の方々の圃場が荒らされて、私が何回か交渉してね、作付不能になったところについて立ち会ったことあるんだけど、ややもすれば、今度のこれからやられるこういう企業会社っていうのはね、それなりに法人っていうのは、それなりに立派なね環境に対して配慮を自分がやった上でやらないと許可ならないと思うんだけど、ややもすると、こう後処理がまずくなると。で、この間、玉井村の話したんだけど、環境保護条例でね最後の最後まで責任をもたせるっていう条例つくらせてる。風車とかね、太陽光のね。そういう条例までつくらせてることからするとね、この土っていう点にこだわるのはね、今やってる中山間地、草刈りとか水とかため池直してるのは結構今、あちこちでやってますよね。ところが土っていうかね、耕地が荒れ放題の分野に対する手つきっていえばいいかね、決め手っていうかね、そういう取り組みっていうのは私少ないと思うんですね。まあ何回か言うんだけど、やっぱりこの黒土、土壌っていうのはね、何億年ってかかってねでき上がった土地です。受け売りの話ですけども、ドイツでは表土取り扱い法があってね、埋め立てする場合もそれを排除して埋め立てしなきゃならないと。で、私、蔬菜振興っていう絡みから見てもね、こういう土を大事にしていかないと、今もう種苗のね、稲の育苗さ使う土でね相当とられているわけだけでも、それも含めて、そういう農地的な分野をね荒らさないような手立てっちゅうのはね、何かのこう形でそういうのを取り組むものがないかなというふうに思ってたんですよ。で、たまたま土と水ってのが出たんでね、まあ実情に合わないのはわかるんだけど、そういうこう農村が崩壊していく、

これ以上ね、まあ環境の問題は、やっていますよ、1億幾らかけて。私もしょっちゅう草刈りで行くんだけれども。そういう荒れていく、耕地が全体的に荒れていくところに対する、何ていうかな、規制っていうか守るっていうかね、そういうのがこうあればなという常日ごろ思ってたし、ちょうどたまたま初めてこの水と土の条例を見たらね、「土」ってついてあったから、ちょっと思いつきの考え方なんだけれどもね、そういう点については、今後まあこれと関連で、まあ専門家のベテランのね農林課長なんで、今後そういう何ちゅう、多面的な問題以外の、今、今るる申しあげました養豚の問題も含めてね、土取りの問題も含めて、農地を守っていくっていうね、そういうこう分野の保護していくっていうかな、そういう取り組みなんかも今後必要じゃないかとは私は思ってたんですけども、何か考えられないでしょうか、伺っておきたいと思えます。

○委員長（笹川圭光君） 武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） 耕地が荒れていく現状は、確かに残念なことにふえていっているというのは承知しております。まあ育苗土の、委員がおっしゃる育苗土の採取等の際にもですね、まあ一次転用の際には表土扱い、今お話にあったとおり表土扱いして、育苗土の深さもですね、掘り取る深さも隣接する圃場と極端な大きく落差が生じるようなことのないようにといった指導とか、当然計画どおりに採取が終わった際には、表土を戻して耕作すると。で、耕作の状況まで確認するような、今はそういった方法もとっています。なるべくまあそこまでいかないで耕作が継続されてもらえればいいんですけども、まあ育苗土を所有者が業者に取りさせるっていいですか、そういったことがなくならない現状でもありますので、取った際にはきちんとした耕作できる姿に戻して、耕作を継続してもらいたいという指導はしているつもりであります。まあ先ほどの畜産のお話にもなりますけども、まあ今回計画される牛舎につきましては、最新の環境に配慮した畜舎になるはずですし、出てくる堆肥につきましては、今お話にあったように地域に還元すると。そのために、野ざらしでない堆肥舎の整備まで計画されております。そういったものを地域が還元して、まあ作物作付、まあ特に園芸作物等の人口につながってくればっていうこともありまして、こういった畜産の振興にも計画を承認して市でもまあ予算を計上すると、そういった方向にもってきていますので、その辺は今後も見守っていききたいというふうに考えております。

○16番（安田健次郎君） 終わります。

○委員長（笹川圭光君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

ほかに補正予算について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） 質疑なしと認めます。よって、補正予算に係る質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休 憩

午後 3時05分 再 開

○委員長（笹川圭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日10時から会議を再開し、当初予算に係る質疑を行うことにします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さんでございました。

午後 3時05分 散 会